

湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 8 月 3 / 日

湯河原町教育委員会教育長

石井 朝方

湯河原町教育委員会規則第 2 号

湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

湯河原町立幼稚園の管理運営に関する規則（昭和42年湯河原町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「満4歳」を「満3歳」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 幼稚園の保育年限は、湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が入園を許可した日から小学校就学の始期に達するまでとする。

第6条第2号中「湯河原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。